

Title	山本みずき君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2025
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.98, No.9 (2025. 9) ,p.147- 155
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20250928-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

期の英米関係を論じた小南有紀君の本論文における分析は、今後の日本における英米関係史研究の発展の不可欠な基礎となるであろう。以上のような理由からも、審査委員一同、本論文が博士学位（法学、慶應義塾大学）を授与するに値する十分な水準であると判断する。

二〇二五年二月二七日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	細谷 雄一
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	森 聡
副査	慶應義塾大学名誉教授 博士（法学）	田所 昌幸

山本みずき君学位請求論文審査報告

一 論文の構成

山本みずき君の博士論文「越境するファシズム——イギリスにおける政治的急進主義と社会秩序、1932～1940年」は、戦間期イギリスにおけるイギリス・ファシスト連合（BUF）に代表される政治的急進主義の台頭と、既存の社会秩序と議会制民主主義を擁護するイギリス政府の対応の相互作用に光を当てた、イギリス政治史研究である。

一九三〇年代のヨーロッパ大陸では、イタリアやドイツなどいくつかの諸国で民主主義が衰退し、独裁体制や権威主義体制が勢力を拡大していった。他方で、この時代のイギリスでは議会制民主主義に基づく政治体制が維持されて、それらの大陸欧州諸国と対峙していた。このことについて、本論文の中で山本みずき君は、「ソ連に共産主義体制が樹立され、イタリアにファシズム、ドイツにナチズムによる独裁体制が敷かれた二〇世紀前半という時代に、イギリス

では既存の政治体制に異議を唱える急進主義思想が政治体制として実現することはなかった」(一頁)と論じる。しかしながら、「イギリスでは言論の自由が保障されているが故に、逆説的ではあるが、議会主義を否定するに至ったファシズムや共産主義等の急進的な政治運動の存在が許され、それらが社会で影響力を持つ可能性があった」(同上)のも事実である。

それではなぜイギリスでは、政治的急進主義思想が政治体制として権力を掌握するに至らなかったのか。従来の多くの研究では、イギリスの政治的安定性を「政治文化から自明のものとして保証されていた」とする傾向が見られた。そのような通説的な理解に対して、山本君は、「イギリスの政治的安定性は、従来一般的に理解されてきたように、時間をかけて定着した議会制民主主義という政治文化から自明のものとして保証されていたわけではなく、警察、内務省、外務省そして情報機関のMI5(保安局)を中心としたイギリス政府諸機関による、既存秩序を維持しようとする政策の帰結として保持されていた」(二頁)と、本論文で主張している。それを実証するために山本君は、イギリスにおける外務省史料、ロンドン警視庁史料、財務省史料などに加えて、近年ようやく公開が進んだインテリジェ

ンス組織である保安局史料、シェフィールド大学図書館が所蔵するイギリス・ファシスト連合関連文書、さらにはバーミンガム大学図書館所蔵オズワルド・モーズリー文書やケンブリッジ大学チャーチル・アーカイブス・センター所蔵のロバート・バンシタート文書などの私文書も幅広く活用して、急進的政治運動の影響力拡大の可能性と、それを警戒して既存の秩序の維持を試みる政府の諸機関の政策との間の相互作用を丁寧に叙述している。これは、従来の一九三〇年代イギリス政治史研究の一般的理解を修正する重要な学問的貢献といえる。

オズワルド・モーズリーが率いたイギリス・ファシスト連合の運動が、ファシズムのイタリア政府やナチズムのドイツ政府と結びつく懸念に対して、イギリス政府は対策を講じていた。警察及び内務省は治安維持の観点から暴力的手段を講じる政治運動を抑制しようとする一方で、外務省及びMI5は、BUFが体制転覆を狙う外国政府と内通していることを警戒し、安全保障上の脅威となりにかないことを危惧していた。このように、BUFの政治活動に起因する脅威の性質について、イギリス政府内では異なる見解が併存していた。さらには、宥和政策を進めるネヴィル・チェンバレン首相と、よりいっそう厳しくナチズムやファ

シズムとBUFの連鎖を警戒するウィンストン・チャーチル首相と、政治指導者によってそれへの対応も異なっていた。イギリス政府が政策決定をする上での組織間のさまざまな脅威認識や対応策の齟齬や異同について、一次史料をもとに丁寧に整理し、その全体像を描く本論文での試みは、イギリス政治史研究における大きな貢献である。

本論文は、本文と註・参考文献をあわせて、一三〇頁からなっている。

論文の構成は以下の通りである。

序章

(一) 問題の背景

(二) 研究の目的

(三) 先行研究

(四) 構成

(五) 使用史料

第一章 プリティツシュ・ファシズムの台頭——議会制民主主義のオルタナティブとしての急進主義運動

はじめに

第一節 オズワルド・モーズリー評価の変容

第二節 議会制民主主義への懐疑

第三節 経済危機と統治機構改革構想

第四節 「若い国家主義者による新しい政党」の画策

(一) ニュー・パーティの設立

(二) 小選挙区制の障壁

第五節 イギリス・ファシスト連合の設立と議会制民主主義批判

主義批判

第六節 「イングランドにファシズムは必要か？」

おわりに

第二章 越境するファシズム——ダイアナ・ミットフォードとイギリス・ファシスト連合のナチスへの接近

はじめに

第一節 流動化するイギリスの政治文化

(一) 政治文化の変容

(二) 開かれた社交界

第二節 ダイアナとモーズリーの邂逅

第三節 ヒトラー政権成立の陰で

第四節 イギリス・ファシスト連合とナチスの架橋

おわりに

第三章 イギリス・ファシスト連合とイタリア——内政干渉の境界をめぐって

はじめに

第一節 国境を越えるファシズム

第二節 資金流入経路の調査と省庁間の調整

第三節 公共秩序法の成立

おわりに

第四章 連動する脅威認識——イギリス政府の対ドイツ情

勢認識とイギリス・ファシスト連合への対応

はじめに

第一節 ヒトラー政権の誕生と情報収集ネットワークの

構築

第二節 国籍をめぐる包摂と排除のポリティクス

(一) ナチス・ドイツの対英工作活動

(二) 出生地主義とナチスの陥穽

(三) ナチスの民族統合政策

(四) 領域と民族

第三節 イギリス・ファシスト連合とドイツの影響力の

増大

第四節 M I 5 によるヒトラーの軍事戦略の分析と対応

おわりに

終章

参考文献一覧

二 論文の概要

以下、本論文の概要を述べる。

第一章では、「ブリティッシュ・ファシズムの台頭——議会制民主主義のオルタナティブとしての急進主義運動」と題して、戦間期イギリスにおいて旧来の議会制民主主義に対する批判が高まり、経済危機の中からモーズリーが指導するイギリス流のファシズムが生成された過程を明らかにしている。山本君は、「戦間期のイギリスでは、それまで二大政党の一翼を担っていた自由党が衰退し、労働党が台頭する過渡期にあったために、単独で過半数を獲得できる政党がなくなり、その結果として政党間の立場の調整に時間を要する事態が生じていた」(四六頁)ことに注目する。その結果、第一次世界大戦後に急激に変化するイギリス社会の諸問題に既存の政党が迅速に対応できないことへの不満が募っていった。モーズリーの目には、議会で繰り広げられる討論が目前の社会の要請に応えていないように映った。それゆえモーズリーは、「真の自由主義とは経済的自由である」(四八頁)と主張して、経済危機を克服するために集権的な政治体制を打ち立てるべく、議会討論の廃止を訴えていた。そこで山本君は、議会制民主主義のオルタナティブとしてモーズリーの政策が構想された過程に

着目し、「ファシズム」がこの時代のイギリスで、既存の政治体制に代わる一つの処方箋として比較的肯定的に受容されていく過程を、同時代の政治家や知識人の私文書や著述を用いて論じている。議会制民主主義の母国イギリスにおいても、戦間期には議会政治に対する批判が噴出していたことが明らかにされている。このような時代の中で、モーズリーは「イギリス第一 (Britain First)」をスローガンに掲げていた。

第二章では、「越境するファシズム——ダイアナ・ミットフォードとイギリス・ファシスト連合のナチスへの接近」と題して、モーズリー率いるイギリス・ファシスト連合がナチス・ドイツとどのような関係を構築したのかを明らかにする。その際に、モーズリーの二人目の妻であり、モーズリーとヒトラーを架橋する役割を担ったイギリス人貴族のダイアナ・ミットフォードに注目している。ここでは、ダイアナ・ミットフォードとオズワルド・モーズリーの活動に対して、ゲッベルスなどのナチスの幹部が関心を示し、経済的誘因を提供して接近を試みたこと、そしてそれを通じてイギリス社会に自らの影響力やイデオロギーを浸透させることを試みていたことを、ゲッベルスの日記などドイツ側の史料も用いて明らかにした。ダイアナ・ミッ

トフォードは、いわば、イギリス・ファシスト連合とナチスとの間を「架橋する」重要な役割を担い、それによってファシズムの越境を可能ならしめた。他方で、ナチスとの邂逅と連携は、後にイギリス政府の情報機関がモーズリーのイギリス・ファシスト連合の運動に安全保障上の脅威認識を持つように至る重要な転換点となる。そのような連携が始まる契機として、第一次世界大戦後のイギリス文化の変容、とりわけ階級社会の動揺と女性の政治参加の拡大が大きな意味を持っていたことが重要な点であることを、山本君は指摘している。いわば、第一次世界大戦後の政治文化の変容、社会階層の動揺、そして政治参加の拡大によって、既存の政治秩序が大きく揺らぎ、新しい政治運動が浮上していったのだ。

第三章では、「イギリス・ファシスト連合とイタリア——内政干渉の境界をめぐって」と題して、一九三〇年代半ば以降、イタリアのムッソリーニがモーズリーのイギリス・ファシスト連合に資金提供を行い、イギリスとイタリアにおける二つのファシズム運動が経済的な動機を主要な要因として接近した経緯を明らかにしている。そしてその過程で、ムッソリーニ率いるイタリア・ファシスト党のイデオロギーと政治的影響力がイギリス国内に浸透すること

を、安全保障上の脅威として関係省庁が認識するに至る経緯が論じられている。これまでの政治史研究においては、そのような資金提供の実態は必ずしも史料の裏付けを持って論じられてこなかった。しかし二〇一三年に公開された内務省史料によって、イタリア政府側のムッソリーニおよび駐英イタリア大使グランディが、モーズリーへの資金提供を認める手紙が公開され、両者の経済的な繋がりが明らかにになった。のみならず、ムッソリーニはモーズリーへの資金提供の見返りとして、親イタリア的な言説をイギリス内で醸成するような工作活動を掛け合っていたことも明らかとなった。ファシズムが国境を越える上で、経済的な動機が大きな位置を占めていたことを本論文が明らかにしたことは、ファシズムの国際的な連携を実証する上での重要な貢献といえる。同時にそれは、イギリス国内において、モーズリーの急進主義的な政治運動が徐々に、イギリス政府諸機関の警戒と監視の対象となっていくことを意味していた。イギリス政府はイタリア政府による「内政干渉」を問題視しながらも、それを内政干渉として食い止める法的根拠を持たず、結局は論理に手を加え、治安維持の観点から公共秩序法を成立させ、公道での活動を制限するという方策をとるに至った。

第四章では、「連動する脅威認識——イギリス政府の対ドイツ情勢認識とイギリス・ファシスト連合への対応」と題して、対外脅威であるナチス・ドイツと国内の脅威であるイギリス・ファシスト連合という二つの異なる脅威が連動して、イギリス政府にとつての安全保障上の脅威と化していく過程を論じる。一九三六年前後の時期に、イギリス外務省、MI5、駐独イギリス大使館の関係各所は、それぞれ異なる視点から、ナチス・ドイツの対英工作活動について情報を収集していた。それは、ナチス・ドイツの影響力がイギリス国内に浸透することが深刻な脅威として警戒されていたからであった。実際には、一九三六年の公共秩序法の制定により、イギリス・ファシスト連合の活動は制限され、社会的支持基盤も弱まっていた。それにも拘わらず、イギリス政府は第二次世界大戦に至るまで、イギリス・ファシスト連合や指導者モーズリーの監視を続けていた。最終的には、戦時立法を通じて防衛規則18Bを制定し、モーズリーを拘束することでイギリス・ファシスト連合を瓦解させた。モーズリーのファシズム運動とナチス・ドイツの結びつきに着目し、それをイギリス政府がどのように監視し、分析したのか、なぜ脅威と見做したのかを本論文は明らかにしている。その上で、「イギリスは、社会秩序と国

家安全保障を守り抜く体制を構築し、戦時体制の準備を進めていった」ことを、山本君は的確に論述している。その際に、市民的自由が当時のイギリス政府内で次善の価値へと移り変わっていく過程を、政府関係者の回顧録を用いて明らかにしている点も、本論文の重要な貢献である。

三 論文の評価

本論文では、オズワルド・モーズリーが主導する政治的急進主義運動であるイギリス・ファシスト連合が、ドイツやイタリアなどの外国政府とどのように連携し、連動していたのかを、新たに公開された諸史料を用いて論述している。その上で山本君は、「ナシヨナリズムを強固な基盤とする各国の『ファシズム』運動が、完全に孤立して存在していたのではなく、それらが相互に共振し、連動し、連携していたという事実」（一一五―一一六頁）を明らかにした。本論文のタイトルにあるように、ナシヨナリズムによって分断されたファシズム運動が実際には人的な繋がりと資金提供などを媒介として、「国境を越えたファシズム」となっていたのであった。それゆえ、「国境を越えたファシズム」の繋がりは強固な政治信条による紐帯を伴わず、各国組織の思惑の違いにより脆弱性をも同時に孕んでいた

こともまた本論文は明らかにした。

本論文は、上述のような大きな問題意識に基づき、いくつかの重要な学問的な貢献を行っている。第一には、すでに触れたように、イタリアのファシズムとドイツのナチズムが、モーズリーが主導する政治的急進主義運動であるイギリス・ファシスト連合と連携していたことを明らかにしたこと、近年の研究史上の新しい重要な動向である国際ファシズム運動研究に大きな貢献を行ったことを指摘したい。山本君は二〇一三年以降に新たに公開されたイギリス内務省文書やMI5のインテリジェンス関連文書、モーズリーの個人文書を用いることで、イタリアからBUFへと実際に資金提供が行われていた事実を明らかにした。国境を越えてファシズム運動が共鳴し、連携していたことが明確になったのである。他方でそれは、イデオロギー的な親和性である以上に、経済的誘因に基づいた関係であるが故に脆弱性を有していた。いわばファシズム運動の国際的な連携の実態と脆弱性の双方を明らかにしたことで、従来とは異なる新しい視座を提供した意義は大きい。

第二には、従来は、ファシズム研究と、イギリス内務省の政治的急進主義への対策および政策に関する研究が異なる視座と史料を基礎として進められてきたことに対して、

本論文ではむしろそれら双方の視座を包摂し、その相互作用に注目することで、従来よりも奥行きのある広い視座からの政治史研究となったことを指摘したい。前者は主に政治思想史研究の文脈に位置づけられ、後者はイギリス政治史研究の文脈に位置づけられるが、本論文ではそれらをインテリジェンス史の視座によってつなぎ合わせて、スケールの大きな視点を提供している。その独創性と総合性は高く評価されて良い。

第三には、イギリス政府内におけるイギリス・ファシズム運動に対する政策形成をめぐり、内務省、MI5、ロンドン警視庁、外務省などが異なる脅威認識を有し、それらがどのように摩擦を生み、また調整されていったのかを検討することで、戦間期イギリスの政策決定過程について実証的に新しい視座を提供したことを指摘したい。現代の政治史研究においては、内務省史、外交史、インテリジェンス史など、異なる方法論で研究が行われる傾向が強まる中で、本論文は方法論的に独自のアプローチと、多角のおよび総合的な視座を提供することで、学術的な大きな貢献となっている。

他方で、このようにスケールが大きく、独創性が強いことがまた、いくつかの学問的な課題にもなっているという

べきである。以下、いくつかの気になる課題について指摘したい。第一には、各章の視座を総合するための分析枠組みの提示が不十分に感じられる点である。第一章はモーズリーの視座、第二章はダイアナ・ミッドフォードの視座、第三章はイギリス内務省の視点、第四章は外務省およびMI5の視座が中心となっており、上述のようにそのような多角的な視座の提示が本論文の強みとなっているが、その強みを十分に活かすためにもそれらを包摂する総合的な分析枠組みを序章で提示することが求められる。それぞれの章で示された問題意識は、一つ一つがいつその展開が可能な興味深いものであるだけに、多様なアクターがどのようにに交錯し、どのようにに相互の関係を構築し、またどのようににその関係が変容していくのか。史料的にそれらを明らかにする制約がありながらも、本論文の全体を貫く統一性のある枠組みやパースペクティブを提示することで、本論文の完成度はさらに高まったであろう。

第二には、本論文が対象とする時期や視座を超えたものではあるが、一九四〇年から一九四五年までの第二次世界大戦中に、実際にどのようにイギリス政府がイギリス・ファシズム運動とドイツやイタリアとの連携を防ぎ、イギリスの議会制民主主義の政治体制の擁護を実現していったの

か、それ自体の記述をもう少し加えることで、本論文の問題設定に対してより適切な結論的な記述を提示することができたのではないか。戦争勃発前とその後では、ドイツやイタリアのイギリス国内への干渉、そして攪乱の必要性や方法は変化していったことであろう。そもそも、戦時中は必然的に国民の自由は一定程度制約され、政府内での政策決定も戦時内閣での意思決定のように変更が加えられるのが一般的である。一九三九年九月の第二次世界大戦勃発と、一九四〇年五月の西部戦線での戦闘開始、さらにはそれを受けてのチャーチル政権成立によって、はたしてどのような変化が見られたのか。本論文でも第4章や終章で触れているが、今後の研究上の大きな課題となるであろう。

これらの課題は、しかしながら、本論文の問題設定の外側に位置する部分が大きく、その本質的な学問的意義を損なうものとはいえない。むしろ、今後検討をするべき課題として位置づけるべきである。山本みずき君の、本論文における独創的視座の提示や、野心的な方法論的試みは、政治学的に大きな価値を持つものといえる。以上のような理由からも、審査委員一同、本論文が博士学位（法学、慶應義塾大学）を授与するに値する十分な水準であると判断する。

二〇二五年二月二七日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	細谷 雄一
副査	慶應義塾大学名誉教授 士（法学）	田所 昌幸
副査	東京大学法学部政治学専攻科教授 博士（法学）	板橋 拓己